

# 監事監査報告書

2025年5月21日

学校法人法政大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人法政大学

監事(常勤) 近藤 清之

監事 関 幸子

監事 大塚 孝子

監事 小野 隆良

私たち監事は、私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人法政大学寄附行為（2024年4月1日施行）第19条の2の規定に基づき、学校法人法政大学の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

なお、2025年3月30日までの監事監査については、前任の太田荘一監事による監査結果を含むものであり、以後の事項については後任の小野隆良監事に引き継がれています。

## （実施した監査の概要）

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、学部長および部局長等より業務の遂行状況について聴取し、関連書類他を調査するとともに、監査室から内部監査の報告を受け、さらに、会計監査人から会計監査結果の説明を受け、これらを検討し、会計監査人と連携して計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）及び財産目録について確認するなど、必要と認めた監査手続を実施しました。

## （監査の結果）

学校法人法政大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続を経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類及び財産目録は、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上